

国保だより

令和元年 7月 1日発行
令和元年 第1号
保険医療助成課
☎229-3160 FAX 229-5001

令和元年度国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」という)の保険料納入通知書は、7月中旬に加入世帯の世帯主宛てに発送する予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」という)の納付義務を負い、国保の現金給付を受ける権利があります。

保険料の計算方法

年間の保険料は次のように計算します。

国民健康保険料 = ①医療分保険料 +

②後期高齢者支援分保険料 + ③介護分保険料

①医療分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{医療分保険料} \\ \text{(限度額61万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{A} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率8.0\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{B} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人2万9,100円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{C} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯2万1,600円} \\ \hline \end{array}$$

②後期高齢者支援分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{後期高齢者} \\ \text{支援分保険料} \\ \text{(限度額19万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{D} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率2.9\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{E} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人1万5,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{F} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯7,600円} \\ \hline \end{array}$$

③介護分保険料

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{介護分保険料} \\ \text{(限度額16万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{G} \\ \text{所得割額} \\ \text{(料率2.9\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{H} \\ \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \text{1人1万2,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{I} \\ \text{世帯別} \\ \text{平等割額} \\ \text{1世帯6,000円} \\ \hline \end{array}$$

※介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に掛かります。

※令和元年度から限度額が変わりました。

所得割額の計算方法

所得割額 = 基準総所得金額 × 料率

※基準総所得金額…所得合計額から基礎控除額33万円を差し引いた額(所得合計額が33万円以下の場合には0円)。なお、世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、世帯で合算。

保険料の計算例



世帯主42歳 前年中の収入は給与収入250万円(給与所得157万円) 基準総所得金額は157万円 - 33万円 = 124万円
配偶者38歳 前年中の収入は給与収入103万円(給与所得38万円) 基準総所得金額は38万円 - 33万円 = 5万円
子10歳

①医療分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

A 所得割額 (124万円 + 5万円) × 8.0% = 10万3,200円

B 被保険者均等割額 2万9,100円 × 3人分 = 8万7,300円

C 世帯別平等割額 1世帯につき2万1,600円

A + B + C = 21万2,100円

②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

D 所得割額 (124万円 + 5万円) × 2.9% = 3万7,410円

E 被保険者均等割額 1万5,000円 × 3人分 = 3万1,500円

F 世帯別平等割額 1世帯につき7,600円

D + E + F = 7万6,510円

③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に掛かります。

G 所得割額 124万円 × 2.9% = 3万5,960円

H 被保険者均等割額 1万2,500円 × 1人分 = 1万2,500円

I 世帯別平等割額 1世帯につき6,000円

G + H + I = 5万4,460円

国民健康保険料34万3,070円

= ①21万2,100円 + ②7万6,510円 + ③5万4,460円

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円 + 28万円 × 被保険者数 以下
2割	33万円 + 51万円 × 被保険者数 以下

※所得割額は軽減となりません。
※軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。